

第 3 6 回司法制度改革審議会議事録抜粋

【樋渡事務局長】本日の審議のため、会長からの御指示を受けまして・・・(中略)
次の参考資料「裁判官任命諮問委員会について」を御説明いたします。

この資料の冒頭にありますように、制定時の裁判所法第 39 条第 4 項には、「内閣は最高裁長官の指名又は最高裁判事の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない」旨の規定が置かれ、その後の法律改正により 1 年を待たずに削除されましたものの、この規定に基づき、新憲法施行と最高裁発足の最初の最高裁長官及び同判事の指名及び任命が行われました。この資料は夏の集中審議におきましても話題となりましたこの制度の創設、廃止等の経緯を御紹介するものであります。

1 ページ目の 1 の(2)にありますとおり、この裁判所法案の GHQ による審査は、詳細なものでありまして、最終的に帝国議会に上程された法案は第 10 次案であったとされますが、その裁判官任命諮問委員会に関する規定を設ける案は、第 8 次案の審査の過程で木村司法大臣及び細野大審院長了解済みのものとして、GHQ から初めて提案されたものであります。

この結果、この諮問委員会の創設を含む裁判所法案は、昭和 22 年 3 月、第 92 回帝国議会に上程され、可決・制定されました。帝国議会の衆議院裁判所法案委員会でのこの諮問委員会に関する部分の議事録の抜粋を別紙 1 としまして、9 ページから 10 ページにまとめてございますが、10 ページの木村国務大臣の答弁によりますれば、「この規定を設けたのは、いわゆる広く最高裁判事の任命について、民意を反映せしめようという趣旨から出たのにほかならず、諮問委員会の機能を十分発揮せしめるということは、要するに民意を反映せしめることにほかならないのであり、内閣であらかじめこの者を任命したいという人を予定して、それを諮問するというような形式を取るべきではなく、諮問委員会に対していかなる人が適当であるか、その人選を諮るという形式が望ましい」ということであります。

この裁判官任命諮問委員会の構成、開催経過、議事の概要等についてであります、まず 3 ページにありますとおり、制定時の裁判所法第 39 条第 5 項に基づき、裁判官任命諮問委員会規程が政令として定められ、委員の構成につきまして、衆参両議院の議長、全国の裁判官から互選された者 4 人、検察官等から互選された者 1 人、全国の弁護士から互選された者 4 人など、委員 15 人から成ることとされ、諮問に対する答申に

つきまして、「各委員は、最高裁判所の裁判官として適当と認める者 15 人ないし 30 人の氏名を記載した書面を委員会に提出しなければならず、委員会は、その中から最高裁判所の裁判官として適当と認める者 30 人の氏名を挙げて答申しなければならない」とされておりす。

この委員会は、昭和 23 年の法律改正により、根拠規定が削除されるまでの間、昭和 22 年 7 月に一度だけ設置されましたが、その際の委員名簿については、3 ページの 2 の (1) のとおりであり、同委員会は昭和 22 年 7 月 21 日から同月 28 日にかけて 3 回の会議を開催し、最終的に最高裁判所の裁判官として適当と認める者として、4 ページの (2) に掲げている 30 名を決定し、答申いたしました。

この答申を受けまして、4 ページの 3 のとおり、昭和 22 年 8 月 4 日、内閣におきまして、最高裁発足後初めての最高裁長官の指名及び同判事の任命が行われたのでございます。

先ほど申し上げましたように、この委員会の制度は、その施行後 1 年を待たずに、政府提出に関わる裁判所法の一部を改正する法律案の可決後に廃止されました。

この法案審議の際には、この諮問委員会の廃止に関する特段の質疑はございませんでしたが、政府の提案理由説明によりますと、「この方式はどうも形式的に流れすぎて、所期の効果を得られないという憾みがあり、かつ指名及び任命に関する責任の所在を不明確ならしめるおそれがある」ということでありました。

この資料にあわせまして、といたしまして、6 ページ以下に「最高裁判所機構改革にかかる裁判所法等の一部を改正する法律案」についてまとめてございます。

この法案は昭和 32 年の第 26 回国会に政府から提出され、第 28 回国会まで継続審査されましたものの、衆議院の解散により廃案となったものでありますが、その内容とするところには、最高裁判所を憲法違反、判例変更等の重要事件のみを取り扱うものとし、最高裁判所長官及び最高裁判所判事 8 名で構成し、その全員の合議体で審理・裁判し、一般上告事件については、最高裁判所に付属して設置される最高裁判所小法廷、これは言わば下級裁判所に該当するものでありますが、その小法廷に取り扱わせることとした上で、最高裁判所長官の指名及び最高裁判事の任命について、内閣に置かれ、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者から任命される委員で組織される裁判官任命諮問審議会に諮問しなければならないとするものも含まれておりました。

この法案が国会に上程されました経緯は、昭和 27 年、28 年当時、最高裁判所の未済事件の増加に関連し、上告制度に関連する最高裁判所の機構改革の議論が行われて

いましたことから、法制審議会に対しまして、「裁判所の制度を改善する必要があるか。あるとすれば、その要綱を示されたい。」との旨の諮問がなされたことに始まり、同審議会によって昭和 31 年 5 月に答申された、上告制度改正要綱案を受けたものであります。

同法案では、従前の裁判官任命諮問委員会に関する規程にはなかった規定といたしまして、「裁判官任命諮問審議会は、内閣にこれを置き、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者の中から任命される委員でこれを組織する」旨が、法律上の規定として掲げられておりました。

この法案のうち、裁判官任命諮問審議会に関する規定を置くこととしました趣旨につきまして、8 ページの(1)に掲げております中村法務大臣による趣旨説明によりますれば、「最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、内閣がその指名または任命を行うについて、一層慎重を期するようにするため、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で組織する裁判官任命諮問審議会に諮問すべきものとした」というものであります。

以上が資料の説明でございます。

【佐藤会長】どうもありがとうございました。

ただいまの事務局長の説明につきまして、確認しておきたい点がございましたらお願いします。意見交換の中でも適宜、この資料につきまして、御質問があればお聞きしていただいて結構ですけれども、最初に、ここだけはちょっと聞いておきたいということがありましたら。いかがでしょうか。

【吉岡委員】この経過はよくわかるんですけども、非常に短期間で変わっていますね。裁判官任命諮問委員会について、規定が設けられたのが昭和 22 年で、1 年足らずでなくなってしまうという実情はわかるんですけども、この任命諮問委員会が一度できたにもかかわらずなくなっただけのいきさつとか理由などは、これだけではわからないので、もしわかれば御説明ください。

【樋渡事務局長】残念ながら、この程度しかわかりません。

【佐藤会長】他にいかがですか。よろしいでしょうか。そうしましたら・・・(以下略)